

自然環境保全協定締結式

〔 配付資料一覧 〕

- ・ 次第
- ・ 出席者一覧
- ・ 座席表
- ・ 資料 1-1 自然環境保全協定書（鑑）
- ・ 資料 1-2 自然環境保全協定の締結に必要な書類
- ・ 資料 1-3 自然環境保全協定書第1条第1項の「別に掲げる事項」の主な内容
- ・ 資料 2 水利用に影響が生じた場合の対応に係る確認事項（補償確認書）（写）
- ・ 資料 3 静岡工区着工後のモニタリング体制
- ・ 資料 4 静岡県環境影響評価審査会中央新幹線部会の設置
- ・ 資料 5-1 中央新幹線（品川・名古屋間）の建設と地域振興に関する基本合意書（写）
- ・ 資料 5-2 リニア中央新幹線（静岡工区）に関する確認書（写）

自然環境保全協定締結式

令和 8 年 7 月 18 日 (土) 13 : 30～
県庁本館 4 階特別会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

- ・ 静岡県知事
- ・ 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
- ・ 国土交通事務次官

3 県からの説明

- ・ 自然環境保全協定
- ・ 水利用に影響が生じた場合の対応に係る確認事項（補償確認書）
- ・ 静岡工区着工後のモニタリング体制
- ・ 静岡県環境影響評価審査会中央新幹線部会の設置
- ・ 中央新幹線（品川・名古屋間）の建設と地域振興に関する基本合意書等

4 署名

5 写真撮影

6 閉会

来 賓 ・ 出 席 者 一 覧

【来 賓】

所 属	役 職	氏 名
国土交通省	事務次官	水嶋 智
	大臣官房 技術審議官	権藤 宗高
	鉄道局 施設課 環境対策室長	高瀬 竜児
	鉄道局 施設課 環境対策調整官	松永 卓也

【出席者】

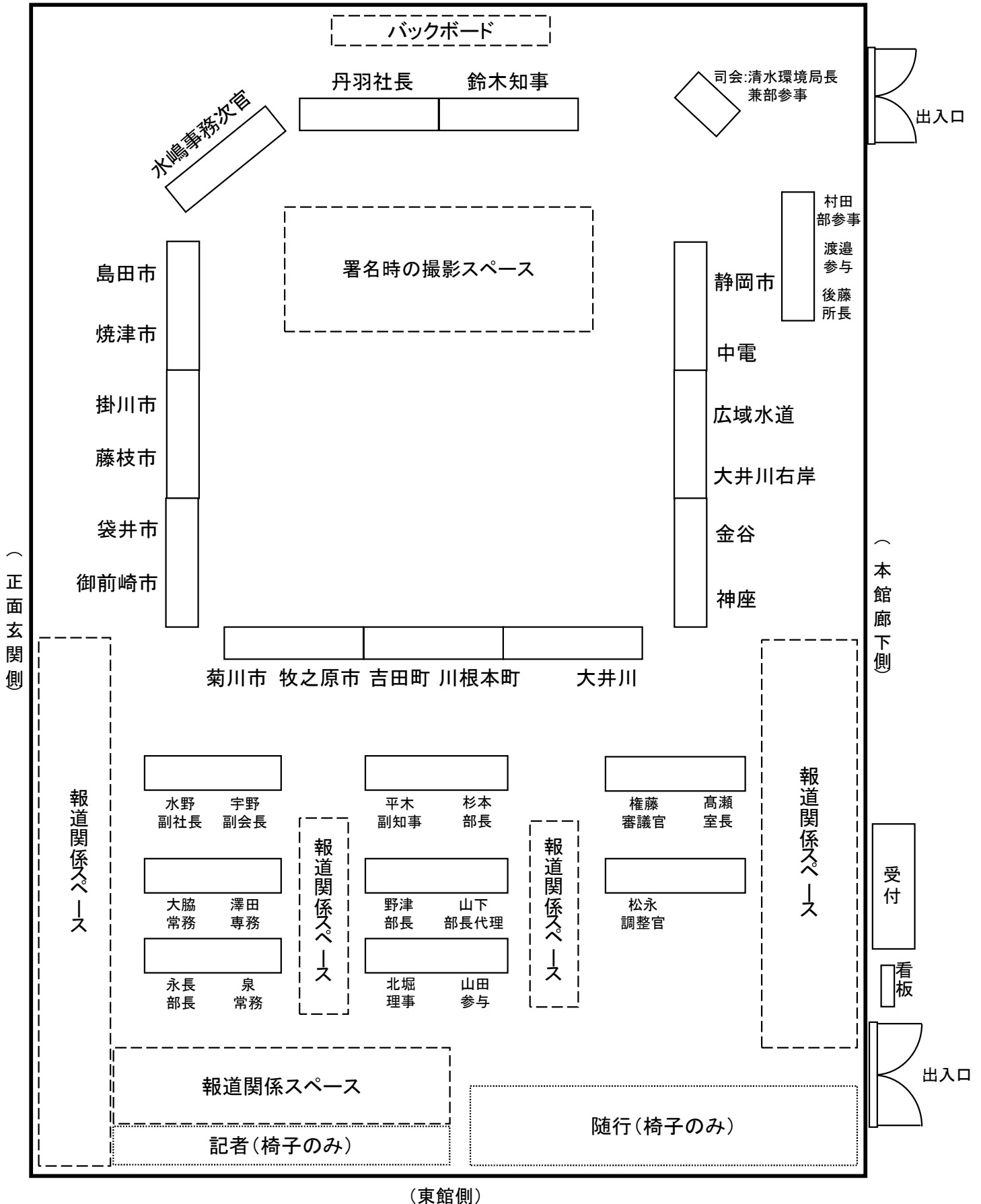
所 属	役 職	氏 名
東海旅客鉄道 株式会社	代表取締役社長	丹羽 俊介
	副会長執行役員	宇野 護
	代表取締役副社長 中央新幹線推進本部担当	水野 孝則
	専務執行役員 中央新幹線推進本部長	澤田 尚夫
	常務執行役員 中央新幹線推進本部副本部長	大脇 順実
	常務執行役員 中央新幹線推進本部副本部長	泉 秀格
	執行役員 中央新幹線推進本部副本部長	永長 隆昭
	理事 中央新幹線静岡工事事務所長	後藤 康之
静 岡 市	市 長	難波 喬司
島 田 市	市 長	染谷 絹代
焼 津 市	市 長	中野 弘道
掛 川 市	市 長	久保田 崇
藤 枝 市	市 長	北村 正平
袋 井 市	市 長	大場 規之
御前崎市	市 長	下村 勝
菊 川 市	市 長	長谷川 寛彦
牧之原市	市 長	杉本 基久雄
吉 田 町	町 長	田村 典彦
川根本町	副町長	渡邊 誠

【出席者】

所 属	役 職	氏 名
大井川 土地改良区	理事長	内田 幸男
神座 土地改良区	理事長	伊藤 弘昭
金谷 土地改良区	理事長	大石 好昭
大井川右岸 土地改良区	理事長	太田 順一
静岡県大井川 広域水道企業団	企業長	高畑 英治
中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー 静岡水力センター	所 長	秦 弘和
静 岡 県	知 事	鈴木 康友
	県中央新幹線対策本部長 (副知事)	平木 省
	県中央新幹線対策副本部長 (くらし・環境部長)	杉本 昌一
	県中央新幹線対策副本部長 (交通基盤部長)	野津 隆太
	くらし・環境部長代理	山下 啓道
	県中央新幹線対策本部幹事 (交通基盤部理事(交通ネットワーク担当))	北堀 健二
	県中央新幹線対策本部幹事 (くらし・環境部環境局長兼部参事(渉外調整担当))	清水 大全
	県中央新幹線対策本部幹事 (くらし・環境部参事(リニア対策担当)兼交通基盤部交通戦略推進官)	村田 智紀
	県中央新幹線対策本部幹事 (くらし・環境部参事(南アルプス自然保護担当))	西室 康二
	企画部参与 (知事政策担当)	山田 琢也
	くらし・環境部参与 (南アルプス担当)	渡邊 光喜

自然環境保全協定締結式 座席表

日時 令和8年7月18日(土) 13:30～
会場 県庁本館4階 特別会議室



静岡県（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、下記の事業を実施するに当たり、静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）第24条の規定に基づき、次のとおり協定する。

記

事業の名称：中央新幹線南アルプストンネル（静岡県内）本体工事

開発区域の場所：静岡市葵区田代、岩崎、小河内 地内

開発区域の面積：628,698m²（うち形質変更区域の面積：215,523m²）

（自然環境保全）

資料1-2の※1を参照

第1条 乙は、前記の事業を実施するに当たり自然環境を保全するため別に掲げる事項を履行するとともに、善良な管理者の注意をもってこれを保全することに努めなければならない。

2 乙は、前項のほか、自然環境の保全に影響を及ぼす不測の事態等が生じた場合は、直ちに工事を一時中断し、その原因を調査して甲に報告するものとする。

3 前項の調査の結果、前記の事業の実施との因果関係がないことが明らかな場合を除き、乙は、必要に応じて専門家等の意見を聴き、甲と協議の上、対策を講じるものとする。

（報告及び調査）

第2条 乙は、甲の求めに応じ、当該事業の実施状況を報告するとともに立入調査に協力しなければならない。

（違反時の措置）

第3条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、その履行の確保について必要な措置として、違反の程度に応じ助言、勧告し、又は必要な場合は公表する。乙は、甲からの助言等について誠実に対応するよう努めなければならない。

（計画変更の協議）

第4条 乙は、その事業計画を変更しようとするときは、事前に甲に協議するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を所持する。

令和 8 年 7 月 18 日

（甲）静岡市葵区追手町9番6号 静岡県知事 （ 自 署 ）

（乙）愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 （ 自 署 ）

自然環境保全協定の締結に必要な書類

1 自然環境保全協定書（資料 1-1）

2 自然環境保全計画書

- 1 開発区域の場所
- 2 事業の種別
- 3 事業者
- 4 開発区域の面積
- 5 開発区域の概要

6 自然環境保全に対する基本的考えと具体的に講ずる措置

※1

- 7 緑化実施計画
- 8 造成計画及び残土の処理
- 9 保存緑地及び植栽後の管理方法

10 添付書類

- ・ 環境保全措置及びモニタリング計画書 ※2
- ・ 希少動植物の調査結果報告書
- ・ 現況写真
- ・ 位置図、各種計画図面

※1 資料 1-1 第 1 条に規定する「別に掲げる事項」

※2 ※1 の具体的な内容（主な内容は資料 1-3 に例示）

水資源

- ・工事に伴うトンネル湧水の『全量戻し』への対応
(田代ダム取水抑制案、ポンプアップ及び導水路トンネルによる大井川への全量戻し)
- ・突発湧水等の想定外の事態に対応するリスク管理、モニタリングの実施



▲田代ダム

生物多様性

- ・南アルプスの自然環境への影響の回避・低減措置を講じるとともに、「重要種の保全措置」や「生態系の保全・創出」、「南アルプスの調査研究や持続的な利活用」など、工事の影響部分のみならず、南アルプスの自然環境全体を豊かにするための『ネイチャーポジティブ貢献措置』を実施
- ・モニタリングに基づく評価とフィードバックを繰り返し適宜追加の対策を実施
(順応的管理のシナリオにより実施)



▲上流域の沢(悪沢)

トンネル発生土

- ・全ての発生土置き場についてのモニタリング、リスク管理等の実施
- ・自然由来の重金属等を含む要対策土について適切な処理を実施
(オンサイト処理によるできる限りの無害化・減量化、二重遮水シート及びベントナイトシートを活用した藤島発生土置き場における徹底した封じ込め措置)



▲藤島発生土置き場

中央新幹線南アルプストンネル工事により、
水利用への影響が生じた場合の対応に係る確認事項

大井川の水資源は、流域の生活用水や農業用水、さらに工業用水、発電用水として多岐に亘り利用され、流域住民の生活や産業の発展に不可欠な財産である。

その一方で、中下流域においては、歴史的に河川に水が流れない状況となった経緯があり、今日においても、降水量が少ない年には渇水による取水制限が発生し、利水者間の相互調整によって、利水環境が維持されている状況にある。

そこで、大井川流域の関係者が抱える水利用への影響が生じることについての不安に真摯に向き合い、影響が生じた場合において、代替水源の確保等により水利用を継続的に行えるよう万全を期す観点から、東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」という。）及び静岡県（以下「県」という。）は下記の事項を確認する。

記

- 1 中央新幹線南アルプストンネル工事（以下「本件工事」という。）により、大井川流域において水利用への影響が生じた場合、JR 東海は、機能回復その他の水利用継続に向けた措置を適切に講じること。なお、当該措置のみによっては対応が困難な場合については、費用負担等の補償を行うこと。
- 2 1に関して、大井川流域の関係者からの請求期限及び対象期間について、予め期限や限度を定めることはせず、JR 東海は機能回復や費用負担等の補償を行うこと。

1 本確認事項において、大井川流域とは、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町及び川根本町の区域のことをいう。

3 JR 東海は、本件工事と水利用への影響の因果関係の立証については大井川流域の関係者及び県に求めず、専門家の見解を得られる仕組みを整え、速やかに調査を行うこと。

4 本件工事の影響や対策の実施状況については、国土交通省も関与する中立的・継続的なモニタリング体制において専門的見地から確認し、国土交通省の指導のもと、JR 東海において所要の対応が講じられるようにすること。

令和8年1月24日

静岡県知事

鈴木康友

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長

丹羽俊介

国土交通省は、JR 東海と県との間で本確認事項について合意が調ったことを確認する。

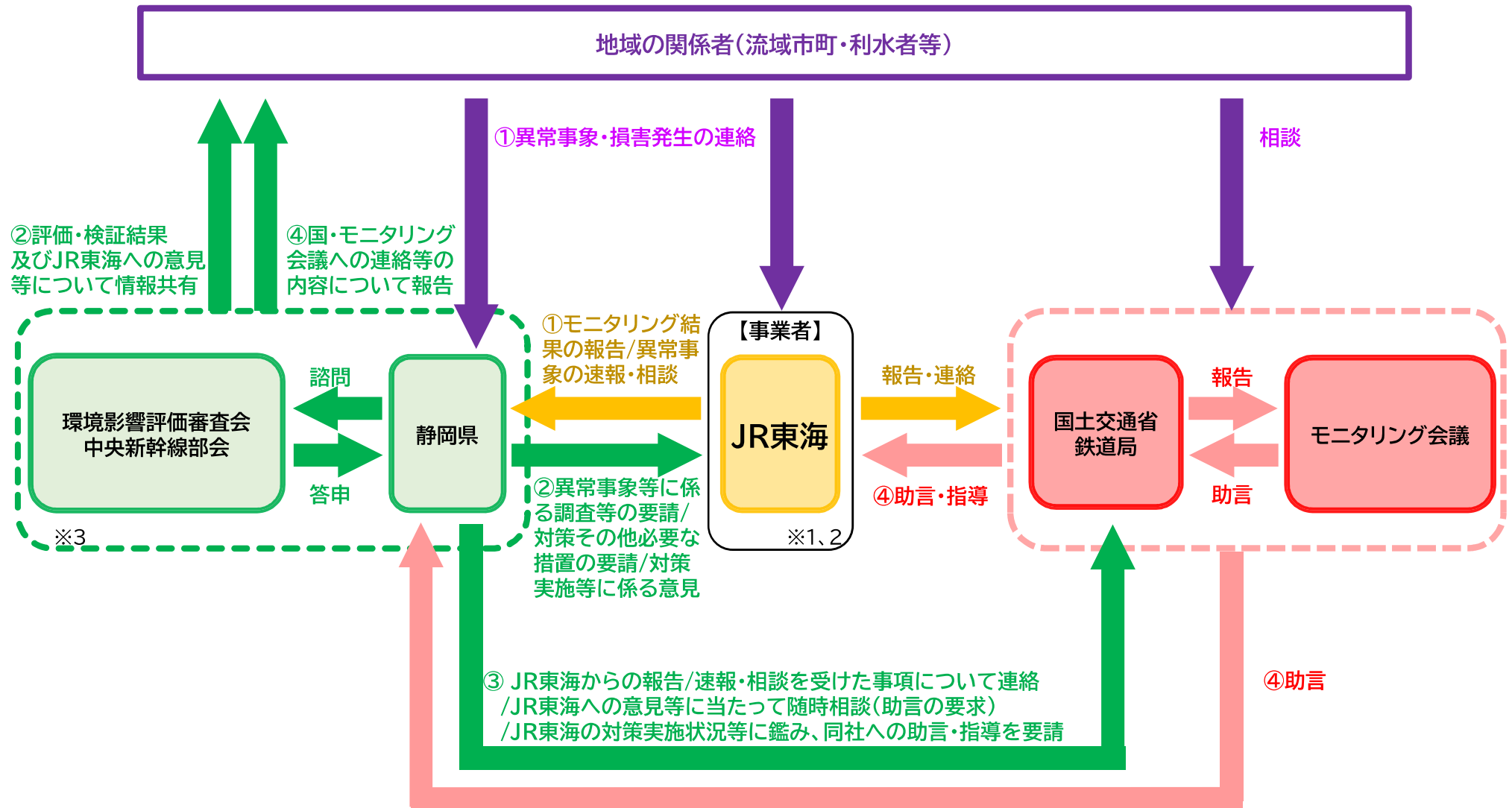
（立会人）

国土交通事務次官

水嶋智

なお、本書については3通作成し、JR 東海、県及び国土交通省は、署名の上、各自その1通を保有する。

- 静岡工区着工後は、JR東海が行う対策状況等について、県が設置する新たな会議体「環境影響評価審査会中央新幹線部会」と、国が設置する「リニア中央新幹線静岡工区モニタリング会議」が連携してモニタリングする体制を構築。



- ※1 県環境影響評価条例及び自然環境保全条例の規定に基づき、JR東海は、着工後においても継続的にモニタリングを実施し、結果報告等を行う。
- ※2 JR東海においては、外部有識者への諮問体制を構築。
- ※3 環境影響評価審査会中央新幹線部会には静岡市も委員として参画。生物多様性については、市環境影響評価審査会に設置する部会で議論した上で委員が出席し、報告することとなる予定。

**中央新幹線部会の設置
(新たなモニタリング体制の立ち上げ)**

資料 4

1 設置の目的

『リニア中央新幹線の整備』と『大井川の水資源や南アルプスの自然環境の保全』の両立に向け、ＪＲ東海が実施する環境保全措置等の取組を永続的に監視するため、本日付けで県環境影響評価審査会に「中央新幹線部会」を設置する。

2 審議事項

- ・ＪＲ東海が実施する定期的なモニタリングの結果や、異常事象等が発生した場合の報告内容等の評価・検証
- ・異常事象等に係る調査や対策その他の措置に関する、ＪＲ東海への要請等の判断

3 設置根拠

静岡県環境影響評価条例第 46 条第 1 項

静岡県環境影響評価条例施行規則第 45 条第 1 項

静岡県環境影響評価審査会中央新幹線部会設置規程

4 設置日

令和 8 年 7 月 18 日（本日付け）

5 部会委員

（五十音順 敬称略）

氏名	職名等	備考	
織部 康宏	静岡市環境局 環境政策監	行政機関	
岸本 年郎	ふじのくに地球環境史ミュージアム 学芸課長兼教授	生物多様性 ・昆虫学	※
小泉 祐一郎	静岡産業大学 学長	公共政策学	
小杉 素子	静岡大学学術院 工学領域 教授	リスク心理学	
谷 幸則	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	水環境 ・水処理	※
中澤 博志	静岡理工科大学 建築・都市デザイン学部 学部長	地盤防災工学	※
森下 祐一	静岡大学 客員教授	地球科学 ・地質学	※
安井 成豊	合同会社ヤスイテックファーム 代表	トンネル工学	※

- ・※は静岡県中央新幹線環境保全連絡会議の委員
- ・部会において「論点に応じて別の者の専門的な知見が必要」とされた場合は、その都度、適切な有識者から意見を聴取する。

中央新幹線（品川・名古屋間）の建設と地域振興に関する基本合意書



中央新幹線の建設にあたり、東海旅客鉄道株式会社は、工事の安全、環境の保全、地域との連携を重視して進めることとしているところであるが、今後、静岡県及び東海旅客鉄道株式会社は、中央新幹線の開業を見据え、新幹線ネットワークのあり方の変化を踏まえた地域づくりを着実に実施し、もって地域の振興に資するため、下記事項についてそれぞれの役割分担のもと相互に連携・協力して誠実に取り組むものとする。

記

- 1 東海道新幹線の活用等による静岡県内の産業・観光の活性化
- 2 東海道新幹線の活用等による新たな関係人口の創出
- 3 鉄道駅及び駅周辺地域の利便性向上、地域交通との連携強化等による交流人口の増加

上記の内容の詳細は別途協議するものとする。

この合意の証として本書 2 通を作成し、静岡県及び東海旅客鉄道株式会社は、記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 7 月 18 日

静岡県知事

鈴木 康友

印

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

丹羽 俊介

印

リニア中央新幹線（静岡工区）に関する確認書



大井川流域 8 市 2 町（以下「流域市町」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「J R 東海」という。）は、以下の事項を確認する。

- 1 J R 東海は、リニア中央新幹線（静岡工区）の着工後及び供用開始後も含め、国有識者会議や県専門部会等を経て決定された自然環境保全措置及びモニタリングの着実な履行とともに、着工後も、流域市町と継続的に情報共有・対話を行う。
- 2 流域市町と J R 東海は、流域の経済発展や地域振興に資する取組について、それぞれの役割分担のもと、継続的な対話を通じて、共に連携・協力して推進する。

令和 8 年 7 月 18 日

東海旅客鉄道株式会社代表取締役社長 丹羽 俊介 印

島田市長 染谷 絹代 印

焼津市長 中野 弘道 印

掛川市長 久保田 崇 印

藤枝市長 北村 正平 印

袋井市長 大場 規之 印

御前崎市長 下村 勝 印

菊川市長 長谷川 寛彦 印

牧之原市長 杉本 基久雄 印

吉田町長 田村 典彦 印

川根本町長 藺田 靖邦 印

静岡県は、J R 東海と流域市町との間で本確認事項について、合意が調ったことを確認する。

（立会人） 静岡県知事 鈴木 康友 印

なお、本書については 12 通作成し、J R 東海、流域市町及び県は、記名押印の上、各自その 1 通を保有する。